

6 不適切に大量保管されている有価物に対する規制について

再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物は、廃棄物と類似した性状を有しているが、新たな製品の原料として価値を有することから有価物として取引されている。

これらの取引事業者は循環型社会の構築に必要な存在であるが、相場が好転するまでの間、長期にわたり再生資源物を保管し、屋外に堆く積まれた場合には崩落の危険性がある。

また、こうした保管場所では搬入搬出時の騒音・振動に加えて、悪臭の発生等により、近隣住民から多くの苦情が寄せられている。

さらに、不適切な保管に起因したものと考えられる火災が発生するなどの問題も起こっている。

廃棄物の保管等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）により厳しく規制されているが、有価物として扱う再生資源物については、有害使用済機器（機能は失っているが原材料の価値を有する家電製品等の32品目）や危険物などの一部を除き、法律による規制はない。

こうした状況を改善するためには、再生資源物の保管について規制を行う必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 再生資源物を屋外で保管する場合には、崩落、火災等の事故や騒音、振動、悪臭等の発生を防止するため、その保管等の方法についての規制制度を設けるなど、実効性のある対策を講じること。
- 2 規制制度を設ける際は、地域の実情に応じて、既に規制制度を設けている自治体の独自施策を尊重する内容となるように配慮すること。